

高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて～高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会報告書の概要～

5つの提言

提言1 公文書管理制度の目的

・公文書は県民共有の知的資源であり、公文書管理制度は県政の効率化、透明化、県民に対する説明責任を全うすることを目的とするものであること。

提言2 公文書の管理

・各実施機関は、公文書の適正な管理、職員への研修の充実に努め、不適切な取扱いが生じることのないよう対策を講じるべきこと。
・知事は、各実施機関の公文書の管理に関し、総合調整機能を果たすことが望ましいこと。

提言3 特定歴史公文書等の保存及び利用

・特定歴史公文書等を永久に保存し、県民が利用しやすい環境を整備すること。
・県民の特定歴史公文書等の利用請求権を条例に明記すること。

提言4 公文書館に期待される役割

・知事（公文書館）は、実施機関が公文書を廃棄する際に協議を受け、意見を述べること。
・各実施機関の職員に対し、研修を行うこと。
・市町村の文書管理に関し、支援を行うこと。
・これらを実施するために専門的知見を持ったアーキビストなどの職員の配置に努めること。

提言5 公文書管理委員会（仮称）の設置

・公文書の管理の適正な運用を確保するため、知事の附属機関として、委員会を設置すべきこと。
・公文書管理に関する規則等や公文書等の廃棄の妥当性の審査、県民の利用請求に関する審査請求の審査を行う機能を付与すること。
・実施機関に対して意見を述べるができるようにすべきこと。

提言された公文書管理制度の内容と本県の特徴

①基本的方針	公文書管理法に基づく国の文書管理に準じること。
②実施機関	高知県情報公開条例と同様（知事、議会、行政委員会等、地方公営企業管理者、地方独立行政法人）。
③公文書の定義	公文書管理法と同様とし、ガイドラインで具体的な内容を明確にすること。歴史資料として重要な公文書等を「歴史公文書等」とし、公文書館に移管すること。
④県出資団体及び指定管理者の文書管理努力義務	情報公開条例で情報公開に関する努力義務を課されている県出資団体及び公の施設の指定管理者は、文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施する努力義務が課されること。
⑤公文書管理法に準じた高知県の新しい公文書の管理の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定の過程も含め、事務事業の実績を検証することができるように文書を作成する義務を実施機関の職員に課すこと。 ・公文書は、ファイルで管理し、できるだけ早い時期に公文書館への移管又は廃棄を定めること。 ・保有する公文書ファイル等の帳簿を作成し、公表すること。
⑥知事の総合調整機能	知事は、各実施機関の意見を聴き、 <u>公文書管理委員会（仮称）に諮問して条例施行規則を制定すること。</u> <u>公文書管理に関して各実施機関が参考とすべきガイドライン、公文書館に移管すべき歴史公文書等の選別に資するマニュアルを作成すること。</u>
⑦公文書管理法及び国立公文書館に準じた公文書館の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書館に移管された特定歴史公文書等は、永久に保存すること。 ・知事（公文書館）は、特定歴史公文書等の目録を作成すること。 ・県民は、目録に従い利用請求をすることができ、知事（公文書館）は個人情報などの利用制限事由に該当する場合を除き、利用させなければならないこと。
⑧公文書の廃棄時の入念なチェック	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が公文書を移管・廃棄する際には、<u>廃棄される公文書を県民に公表したうえで、知事（公文書館）に協議を行い、知事（公文書館）が意見を述べること。</u>知事（公文書館）は、協議内容を取りまとめ、<u>公文書管理委員会（仮称）に諮問すること。</u> ・知事（公文書館）は、実施機関が廃棄しようとしている歴史公文書等を廃棄しないように求めることができること。<u>この場合において、実施機関は、公文書館に移管するか保存期間を延長しなければならないこと。</u>
⑨公文書管理委員会（仮称）の設置及び役割	<u>公文書の管理に関する専門の委員会を設置し、公文書管理制度に関する知事又は実施機関の諮問に対して審議を行うほか、実施機関に対して意見を述べるができるようにすること。</u>